

# 令和3年第2回桶川市農業委員会総会 議事録

令和3年2月25日(木) 午後2時から

場所：桶川市役所 会議室304

|                |  |
|----------------|--|
| 【出席委員】<br>農業委員 | 1 小峯完治、2 和久津一美、6 熊井茂夫、7 倉持成彦、8 白根行枝、9 砂川富夫、11 滝沢和一   |
| 【欠席委員】         | 3 岩崎真一、4 大野仁、5 加藤俊子、10 住谷行雄  |
| 【傍聴人】          | 0 人  |
| 事務局長           | 只今より、令和3年第2回桶川市農業委員会総会を行います。<br>本日は、農業委員11名のうち7名の出席があり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の開会要件を満たしていることを報告いたします。<br>それでは、次第の1「開会」を、和久津委員にお願いします。  |
| 和久津委員          | (開会宣言)   |
| 事務局長           | 続きまして、次第の2「あいさつ」を、小峯会長よりお願いします。  |
| 小峯会長           | (あいさつ)   |
| 事務局長           | ありがとうございました。<br>それでは、これより議事に入ります。<br>総会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。<br><br>(会長が議長に就く)   |
| 議長             | 只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。<br>それでは、次第の3「議事録署名委員の指名」でございます。<br>9番の砂川委員と、11番の滝沢委員にお願いします。  |
| 議長             | 次第の4「議事」に入ります。<br>第1号議案「農地法第4条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。  |
| 事務局            | それでは、第1号議案について説明させていただきますので、農業委員会総会次第兼資料の1ページと、令和3年2月農業委員会総会・現地調査資料、現地調査結果資料をご覧ください。<br>今月の農地法第4条の許可申請は、1件です。<br>農地法第4条の許可申請ですので、土地所有者が自身の農地を農地以外のものにするために行う申請になります。<br>申請者の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。<br>転用目的は資材置場及び駐車場で、農地区分は第1種農地と考えております。 |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>第1種農地は原則不許可となっておりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」は、例外的に認められるとされております。</p> <p>この案件は、土木建設業を営んでいる申請者の自宅の隣地を資材置場及び駐車場として利用する計画であることから、1種農地の不許可の例外に該当するものと事務局では考えております。</p> <p>転用面積は931㎡で、そのうち約310㎡を足場パイプや鉄筋などを置くための資材置場、約100㎡を、ユンボを含む9台分の駐車場として利用する計画となっております。</p> <p>また、隣地との境界には、被害防除としてブロックとフェンスを新設する計画です。</p> <p>自宅の敷地内が車両と建設材料の置場になっていることに加え、実家の庭先も仮置場として使用している状況ですし、計画地が自宅に隣接していることを考慮すると、転用は、やむを得ないと考えられます。</p> <p>自宅の現況は事務所併用住宅になっていますが、都市計画法上は住宅としての位置付けがされているため、住宅から事務所併用住宅への用途変更申請を桶川市の建築課へ提出中です。</p> <p>なお、申請地は、令和2年5月の除外申出案件で、令和3年1月25日付けで農用地区域から除外されております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p> |
| 議長   | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>  |
| 砂川委員 | <p>報告させていただきます。</p> <p>本日報告するものは、全て2月17日に現地調査を行いました。</p> <p>第1号議案第1号件の申請地は、7月に現地調査を行った時と変わりはなく、適正に管理されていたので、特段問題ないのではないかと結論に至りました。</p>  |
| 議長   | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1号議案第1号件について何か質問等ありますか。</p>  |
| 議長   | <p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第1号議案第1号件について、承認とのことでよろしいですか。</p>  |
| 委員   | <p>異議なし。</p>  |
| 議長   | <p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。</p>   |
| 事務局  | <p>それでは、第2号議案について説明させていただきます。</p>   |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>農業委員会総会次第兼資料の2ページと、令和3年2月農業委員会総会・現地調査資料、現地調査結果資料をご覧ください。</p> <p>今月の農地法第5条の許可申請は、3件です。</p> <p>農地法第5条の許可申請ですので、農地を農地以外のものにして、所有権の移転や使用貸借権の設定等を行うものになります。</p> <p>まず、第1号件からご説明いたします。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>申請地は、平成30年11月の除外申出案件で、令和2年1月15日付けで農用地区域から除外されております。</p> <p>農地区分は第1種農地と考えておりますが、不許可の例外に該当するものと言えます。</p> <p>こちらは、使用貸借権の設定の案件で、権利の存続期間は20年です。</p> <p>転用目的は自己用の住宅敷地で、建築面積は59.62㎡です。</p> <p>排水計画は、合併浄化槽より側溝へ放流する計画で、隣地農地との境界には、被害防除としてコンクリートブロックを新設する計画となっております。</p> <p>なお、6親等以内の親族が市街化調整区域に20年以上居住しており、開発の許可要件を満たしていることは既に確認済みです。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p> |
| 議長   | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>  |
| 砂川委員 | <p>報告させていただきます。</p> <p>申請地は耕作されていませんでしたが、適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>  |
| 議長   | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第2号議案第1号件について何か質問等ありますか。</p>  |
| 議長   | <p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第2号議案第1号件について、ご異議ございませんか。</p>  |
| 委員   | <p>異議なし。</p>  |
| 議長   | <p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第2号議案第2号件について、事務局から説明をお願いします。</p>   |
| 事務局  | <p>それでは、第2号件についてご説明いたしますので、引き続き農業委員会総会次第兼資料の2ページと、令和3年2月農業委員会総会・現地調査資料、現地調査結果資料をご覧ください。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p>  |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>申請地は、インターチェンジから 300m以内のところに位置しているため、農地区分は、第 3 種農地と考えております。</p> <p>こちらは所有権移転の案件で、転用目的は自己用の住宅敷地です。</p> <p>建築面積は 85.29 m<sup>2</sup>で、排水計画は浄化槽より道路側溝へ放流する計画となっております。</p> <p>また、申請地には、3 台分の駐車スペースを設ける計画で、その内訳は、家族用が 2 台、来客用が 1 台となっております。</p> <p>一般的な住宅の敷地は、原則 300 m<sup>2</sup>以上 500 m<sup>2</sup>以内とされていますが、申請地を 500 m<sup>2</sup>で分筆すると、23 m<sup>2</sup>だけ残ってしまい、有効的な農地利用をすることが難しくなります。</p> <p>そのため、本件は 523 m<sup>2</sup>全体を住宅の敷地にすることとなりました。</p> <p>理由書によると、申請者の趣味がガーデニングとのことですので、広い面積が必要になるのではないかと思います。</p> <p>なお、6 親等以内の親族が市街化調整区域に 20 年以上居住しており、開発の許可要件を満たしていることは既に確認済みです。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p> |
| 議長   | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>  |
| 砂川委員 | <p>報告させていただきます。</p> <p>申請地には大根や白菜が栽培されており、適正に管理されていたので、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>   |
| 議長   | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第 2 号議案第 2 号件について何か質問等ありますか。</p>  |
| 議長   | <p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第 2 号議案第 2 号件について、ご異議ございませんか。</p>  |
| 委員   | <p>異議なし。</p>  |
| 議長   | <p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第 2 号議案第 3 号件について、事務局から説明をお願いします。</p>   |
| 事務局  | <p>それでは、第 3 号件についてご説明いたしますので、引き続き農業委員会総会次第兼資料の 2 ページと、令和 3 年 2 月農業委員会総会・現地調査資料、現地調査結果資料をご覧ください。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>申請地は、令和 2 年 5 月の除外申出案件で、令和 3 年 1 月 25 日付けで農用地区域から除外されております。</p>   |

|      |  |
|------|--|
|      | <p>農地区分は第1種農地と考えておりますが、不許可の例外に該当するものと言えます。</p> <p>こちらは所有権移転の案件で、転用目的は自己用の住宅敷地です。</p> <p>建築面積は68.60㎡で、排水計画は合併浄化槽より前面の道路側溝へ放流する計画となっております。</p> <p>また、隣地農地との境界には、被害防除としてコンクリートブロックを新設する計画です。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>  |
| 議長   | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>   |
| 砂川委員 | <p>報告させていただきます。</p> <p>申請地は耕作されていませんでしたが、適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>   |
| 議長   | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第2号議案第3号件について何か質問等ありますか。</p>   |
| 議長   | <p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第2号議案第3号件について、ご異議ございませんか。</p>   |
| 委員   | <p>異議なし。</p>   |
| 議長   | <p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第3号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」ですが、1号件と2号件の被相続人が同じですので、同時に審議したいと思っております。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>  |
| 事務局  | <p>第3号議案について説明させていただきますので、農業委員会総会次第兼資料の3ページと、令和3年2月農業委員会総会・現地調査資料、現地調査結果資料をご覧ください。</p> <p>被相続人、相続人の氏名、住所、対象地番、地目、面積は資料記載のとおりです。</p> <p>第1号件と第2号件の申出者は、姉妹でございます。</p> <p>被相続人が死亡したことにより、相続人が対象地を相続することとなりました。</p> <p>今後、生産緑地の解除を行うには、被相続人が生前に主たる従事者であったことを証明する必要があるため、今回の申請に至りました。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p> |
| 議長   | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>   |

|      |  |
|------|--|
| 砂川委員 | <p>報告させていただきます。<br/>申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>  |
| 議長   | <p>ありがとうございました。<br/>担当委員の熊井委員から、聞き取り調査の結果報告をお願いします。</p>  |
| 熊井委員 | <p>相続人に対し、電話にて聞き取り調査を行いました。<br/>被相続人は、90歳で亡くなったようですが、80歳過ぎまで栗や露地野菜を栽培していたと仰っていました。<br/>私も現地を確認しましたが、対象地は適正に管理されていました。<br/>報告は以上です。</p>   |
| 議長   | <p>ありがとうございました。<br/>それでは、第3号議案第1号件及び第2号件について、質問等ありますか。</p>   |
| 議長   | <p>無いようですので、お諮りいたします。<br/>第3号議案第1号件及び第2号件について、承認とのことでよろしいですか。</p>  |
| 委員   | <p>異議なし。</p>   |
| 議長   | <p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。<br/>続きまして、第4号議案「農用地利用集積計画（案）の決定について」事務局に説明していただきますが、この案件につきましては、委員の中に「農業委員会等に関する法律」第31条第1項で定められた、「農業委員会の委員又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与できない」との規定に該当する委員が含まれておりますので、該当する委員の本案件審議中の退室を求めます。<br/><br/>(該当委員退室)</p>    |
| 事務局  | <p>それでは、第4号議案について説明させていただきますので、農業委員会総会次第兼資料の4ページと、令和3年2月農業委員会総会・現地調査資料、現地調査結果資料をご覧ください。<br/>基盤強化促進法に基づき、桶川市長より計画の決定を求められております。<br/>申請件数は、新規のものが16件で、利用権の設定期間は全て5年です。<br/>合計面積は13,150㎡となっております。<br/>なお、1から11までの借受人は、北本市の認定農業者です。<br/>事務局からの説明は以上です。</p> |
| 議長   | <p>ありがとうございました。<br/>それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>  |

|      |  |
|------|--|
| 砂川委員 | <p>報告させていただきます。</p> <p>申請地は全て適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>   |
| 議長   | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第4号議案について何か質問等ありますか。</p>   |
| 砂川委員 | <p>12番から16番の小針領家の土地ですが、ここには深い井戸がありました。</p> <p>落ちてしまったら危険ですので、借受人には井戸の位置を教えてあげてください。</p> <p>また、子どもたちが井戸で遊んだりしないよう、蓋を設置するなどし、事故を未然に防いでほしいと思います。</p>  |
| 議長   | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、事務局から借受人に依頼するようお願いいたします。</p> <p>他に第4号議案について質問等ありますか。</p>   |
| 議長   | <p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第4号議案について、ご異議ございませんか。</p>   |
| 委員   | <p>異議なし。</p>   |
| 議長   | <p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>それでは、退室した委員に入室するよう伝えてください。</p> <p>(該当委員入室)</p>   |
| 議長   | <p>続きまして、次第の5「報告事項」に入ります。</p> <p>事務局からお願いします。</p>  |
| 事務局  | <p>それでは、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決処分の報告をいたしますので、農業委員会総会次第兼資料の5ページをご覧ください。</p> <p>住宅敷地が1件と、駐車場敷地が1件の、計2件です。</p> <p>令和3年2月12日から令和3年2月19日までの専決処分となっております。</p> <p>続きまして、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決処分の報告をいたしますので、農業委員会総会次第兼資料の6ページをご覧ください。</p> <p>全部で10件で、所有権の移転が9件、賃借権の設定が1件の、計10件です。</p> <p>転用目的は、住宅敷地が8件、駐車場敷地が1件、グループホームが1件です。</p> <p>なお、令和3年1月15日から令和3年2月19日までの専決処分となっております。</p> <p>事務局からの報告は以上です。</p> |

|     |  |
|-----|--|
| 議長  | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは次第 6「その他事項」について、事務局からお願いします。</p>  |
| 事務局 | <p>事務局から、3点ございます。</p> <p>まず1点目が、令和2年11月受付の農用地区域除外申出についてです。</p> <p>先月の農業委員会総会で、第4号議案第1099号件については、既に取下願が提出された旨の報告をさせていただきましたが、実際には取下願を出す旨の電話が事務局にあったのみで、書類の提出は1月29日でした。</p> <p>結果的に取下願は提出されましたが、担当職員の思い違いにより、誤った報告をしてしまいました。</p> <p>大変申し訳ございませんでした。</p> <p>また、第1096号件につきましても取下願が提出されましたので、併せてご報告いたします。</p> <p>なお、令和3年2月17日に提出がありました。</p> <p>2点目は、本日の第4号議案の借受人についてです。</p> <p>先ほどご説明しましたとおり、この方は、北本市の認定農業者でいらっしゃいます。</p> <p>桶川市との市境で農業を営んでおり、今回の利用集積申出地の周辺で規模を拡大したいと仰っていました。</p> <p>耕作放棄地でも借り受けるとのことですので、皆様の周りにこの地域で管理に困っている方がいらっしゃいましたら、情報提供をお願いいたします。</p> <p>3点目は、農業委員会の日程についてです。</p> <p>次回の現地調査は、令和3年3月17日（水）の午前9時から、第1班班長の犬野委員と小峯会長の2名で行いますので、市役所3階の会議室302にお集まりください。</p> <p>また、次回の農業委員会総会は令和3年3月24日の午後2時からAグループが行いますので、ご注意ください。</p> <p>事務局からは以上です。</p> |
| 議長  | <p>他に事務局や委員の皆様から何かありますか。</p> <p>ありませんか。</p> <p>では、私から1点お願いがあります。</p> <p>たった今事務局から話がありました利用集積の件ですが、この周辺に皆様知っている休耕地があるようでしたら、私でも事務局でも構いませんので、是非お知らせください。</p> <p>また、ここだけに限らず、休耕地となっている土地は桶川市に多くありますので、荒廃農地にさせないように、農地利用最適化推進委員とも協力していきましょう。</p>   |
| 議長  | <p>私からは以上ですが、皆様からは何もありませんか。</p>  |

|       |  |
|-------|--|
| 議長    | 無いようでしたら、これもちまして私の職責は以上でございます。<br>慎重審議ありがとうございました。<br>事務局長にお返しします。 |
| 事務局長  | 会長ありがとうございました。<br>それでは、和久津委員に閉会をお願いいたします。                          |
| 和久津委員 | (閉会宣言) 閉会時間 午後3時00分  |